

平 戸 市 監 査 公 表 第 129-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 30 年 6 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第 1 監査の種類
地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
田平支所地域振興課
- 第 3 監査の期間
平成 30 年 4 月 18 日～19 日
- 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：田平支所地域振興課】

区分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1 契約事務について 予定価格が、契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>1 契約事務について ご指摘のとおり、今後は、関係例規に基づいた事務執行を行っていきます。</p>
意見	<p>1 契約事務の取扱いについて 契約事務において、契約手続き及び契約書上の不備が見られた。契約の重要性を認識し、適正な事務執行に努められたい。 (1) 工事請負契約で契約規則第 23 条に定める額の範囲内の工事において、契約書の特例及び契約保証金の免除が認められているが、請書ではなく契約書（履行保証保険証を添付）を取り交している事例が散見されたので、同規則第 33 条第 4 号による契約保証金の免除に該当しないか検討されたい。 また、契約締結の数日後には工法の変更を行っている事例が見られたので、設計に当たっては、現場の十分な状況把握に努められたい。 (2) 業務委託の随意契約における見積書徴収から契約締結までの一連の事務において、処理の時期に矛盾が生じている事例が散見された。 また、業務委託の基礎となるべき仕様書に、業務遂行にかかる場所、時期、回数などの業務内容が明確にされていないものが散見されたので、改善に努めていただきたい。</p> <p>2 時差勤務制度の運用について 早朝勤務が必要となったため時差</p>	<p>1 契約事務の取扱いについて (1) 平戸市契約規則及び関係法令を遵守した事務を行なうよう心がけます。また、設計に当たっては、現場を十分に確認し工法等を検討していきます。また、契約保証金については免除規定があることを業者に指示いたします。 なお、ご指摘の工事は、工事請負契約書別紙（コンクリート廃材等再資源化等に要する費用）があることから「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」第 13 条の規定により請書ではなく契約書により双方契約としています。 (2) 処理の時期に矛盾が生じないように注意して事務処理を行います。また、仕様書には業務遂行に係る場所、時期、回数など業務内容を明確に記入していきます。</p> <p>2 時差勤務制度の運用について 早朝勤務ということで時差勤務命</p>

<p>勤務の命令を行っていたものの、業務の都合上通常時間帯の勤務を行ったことから、時差勤務命令と時間外勤務命令が重複していた事例が見られたので、業務命令のあり方、処理方法については、検討すべきであると思われる。</p>	<p>令を行っていたが、業務の都合上、時差勤務ができなくなり、時差勤務の取り消し命令を行わないまま時間外勤務命令を行っていたものです。業務命令のあり方、処理方法については、今後、関係法令に沿って実施していきます。</p>
---	--